

特集：裁判における法解釈と体制転換

---

中央アジアにおける法解釈  
——法整備支援事業の経験から——

伊藤 知義

## 1. はじめに

本稿は、中央アジアにおける体制転換前後の法解釈について、ウズベキスタンに関連する法整備支援活動で見聞きしたことを主な材料に、ささやかな検討を試みるものである。ウズベキスタンが中央アジア諸国の代表を僭称できる国でないことはもちろんであり、中央アジア各国毎の違いが存在することは当然予想される。しかし、ウズベキスタン以外の国を含めた中央アジア諸国に対する法整備支援作業から得た知見によれば、これらの国々は、旧ソ連に属していた国として共通点も数多く有している。従って、ウズベキスタンでの経験を元に、中央アジア全体の傾向を予想することも外的外れとまでは言えないだろう。

このように、本稿ではあくまでもウズベキスタンでの経験が考察の対象となる。しかし、そのウズベキスタンについても、私の経験、交流した相手はごく限られた範囲にとどまり、文献に基づく分析も僅かである。これをもってウズベキスタン全体を評価できるものではないが、評価のための幾ばくかの手掛かりを得ることはできるだろう。

## 2. ロシア法の影響

70年に及ぶ旧ソ連下での法適用活動の影響は大きい。ウズベキスタンでの私の活動は、基本的にロシア語で行っていたので、ウズベク語による法適用の実態を知る術はなかったが、大学の法学部、法律科目を有する他の学部でもなおロシア語の授業が多く行われ、経済裁判所、通常裁判所でも、比重は下がったとは言われたものなおロシア語が使われており、ウズベク語で表現する場合にも、法律専門用語はロシア語の単語をそのまま使うことも多いと聞かされた。ウズベキスタンにおける法解釈を語るのにロシア語経由の情報は今でも一定の意味を有すると思われる。

体制転換後のロシア法の影響であるが、依然として圧倒的に大きい。タシケントの経済裁判所や議会の付置研究所、関係官庁の執務室には、ロシア最高仲裁裁判所の雑誌（判例を含む）が常備され、法を適用する際に頻繁に参照されているようだった。インタビューした裁判官からも、自ら判決を書く際にこれらのロシアの文献を参考にしているという話を聞いた。

### 3. イスラム法の影響

市場経済化、民主化がロシアと比べて進んでいるとはとても思えないウズベキスタンにおいて、ロシアの法解釈との違いがもし出てくるとすれば、その源となる可能性の1つはイスラム法伝統であろう。中央アジアは、歴史的にハナフィー派のイスラム法学が盛んな地域であった。イスラム法学においては、学派によって違いはあるものの、クルアーンとハディースについては解釈は許されないとされるが、裁判官や法学者が具体的な事件や法的問題に判決や判断を下して法的紛争を解決してきた長い伝統があり、近代西欧法とは異なる形で法解釈が綿々と行われてきた。社会主義化される前の中央アジアにおいてもそのような状況は存在した。

裁判を担当した裁判官は、カーディと呼ばれた。中央アジアにおけるカーディは国からではなく当事者から報酬を受け取っており、現代風に言えば、仲裁人のような位置づけとも言えよう。カーディは、公証人の役割も裁判官の役割も果たしていた。

中央アジアの裁判文書を研究している同僚たちによれば、中央アジアでは、判例というか裁判記録はそもそも裁判所に保存されることは基本的になく、ロシア統治下になってから台帳として保存されるようになった。カーディは、当事者の言い分を聞きはするが、証拠によってチャートに従って機械的に判決を出していた。西欧型近代法でいうところの法解釈をするのとは異なった作業である。判決を機械的に出せないときには、カーディは当事者にファトワ（法学者が裁判官などの公的機関を含む一般信徒の質問に対して口頭または書面で提示する法学的な回答）集を持って来させる。持って来られた方が勝訴した。両当事者がファトワ集を持ってきたときに、カーディが実質的に判断することがあったかもしれないが、それを示す史料はないという。だからムフティー（ファトワを出す法学者）が実際には審判官の役割を果たしていたとの見方もある。これに対しては、カーディがちゃんと仕事をしないというのは、中央アジアだけの事情ではないのか、という意見も聞いた。また、ファトワに過去の事例に対する判断が引用されることもあった。ただし、イスラム法には先例拘束性という概念はない。現在の中国法とは違って、裁判官には真実を明らかにする義務はなく、単に審判をするだけであった。手続上の瑕疵がない限り、上訴もできなかった。

しかし、ソ連の一部となった後は、イスラム的価値に対する否定・弾圧の中で、公的な制度としてのイスラム法学は機能しなくなった。裁判実務や法学教育の中でもイスラム法とは全く異なる考えが支配的となった。従って、体制転換までのウズベキスタン法においては、公式の法解釈にイスラム法が影響を与えたとは思えない。タシケントに滞在した期間中に知り得た情報からも、そのような影響を感じることはなかった。

### 4. 現状と市場経済化の影響

ウズベキスタンでは、社会主義を放棄した後においても、旧来の支配構造はほぼそのまま残り、カリーモフ大統領による独裁的権威主義的体制が継続している。市場経済化の影響がないとは言えないが、ロシア以上に旧体制との連続性は強く、裁判や裁判官の独立も保障されておらず、社

会主義時代の法解釈のあり方が大きく変化するような要因は考えづらい。

従って、少なくともウズベキスタンにおいては、この問題に関しては、体制転換以前のソ連に対する分析が相当程度今でもそのまま当てはまるのではないと思われる。

それでは、以下に、法整備支援事業に関わった私の個人的体験をもとに、ウズベキスタンにおける法解釈の問題を考えてみよう。

## 5. 法整備支援事業の経験から

### (1) 法学研究者の現状と法解釈

私は、2003年9月から2004年3月まで、JICAの法整備支援事業の短期専門家としてウズベキスタンの首都タシケントに滞在した。使命は、ウズベキスタン民法典の改正に関するアドバイスをすることであり、カウンターパート（いっしょに仕事をする相手方）はタシケント法科大学であった。タシケント法科大学は、ウズベキスタンにおける法学部の最高峰に位置している。

ウズベキスタン民法典は、旧ソ連を構成していた諸国が共同で作成したモデル民法典に沿って1995年および1996年に制定されている。同じモデルを利用していることもあり、ロシア連邦民法典とその内容はほとんど同じである。私はロシア民法を専攻しているので、この仕事への関与を要請された。ウズベキスタン民法典は、社会主義を放棄して市場経済へ移行しつつあるウズベキスタンの必要に応じて制定された民法典だが、まさに移行期という歴史的事情に左右されて、社会主義的な条文が残っている。制定されてから10年近く経った段階で、市場経済により対応した民法典に変えるために日本の経験から何かアドバイスができないだろうか、というのがこのプロジェクトのコンセプトであった。

私は、ウズベキスタン民法典の内容を検討し、市場経済下での取引を活性化させるのにどの条文を改正したら効果的かを考えた。民法典は膨大であり、その全部を短期で改正することは到底不可能である。私は、民法典に定められた諸制度のうち、いくつかを選び、それに関して法科大学の教員その他の人々と意見交換をするという計画を立てた。具体的には、所有権、担保権、取引における善意の第三者の保護といったテーマである。これらのテーマにつき、現行ウズベキスタン法を変更した方がよいと考える理由、その問題に関する日本の法律や判例の変遷、欧米法の情報などを予め用意し、苦勞してロシア語のレジュメを作成し、定期的な研究会を設定した。

しかし、この定期研究会は見るべき成果をほとんど上げることができなかった。最大の理由は、研究会で議論されるべき内容ではなく、カウンターパートからの参加者が初めから非常に少なく、場合によってはゼロであることにあった。議論する相手が来ないことには研究会で議論することはできない。参加者が多ければいいというものではないが、たった1人だけを相手にするのでは成果が限定される。私は、ウズベキスタン側からの要請を受けて、彼らにアドバイスするためにウズベキスタンに行った。にもかかわらず、ウズベキスタン側は私のアドバイスを必要としないかのようであった。何のために私はわざわざウズベキスタンに行ったのか。私は研究会に出席すると約束していた法科大学の教員たちがなぜ来ないのか、その原因を探るべく、法科大学の学長に会った。

学長に会って事情を話すと、「それは申し訳ない。次回の研究会には必ず約束通り出席させる」と言ってくれたが、やはり翌週の研究会には2、3人しか来ない。新しいメンバーが来ることもあるが、その新人も1回顔を出すだけで継続して参加するということはない。どうやら学長から言われて、1回だけは出席するというようにしているようだった。結局、法科大学の教員たちは、この研究会に出席する意欲が基本的にはないようだった。

なぜ彼らはこの研究会に関心がないのか。主な理由は2つ考えられる。

ひとつは、金銭問題である。私が滞在していた当時の法科大学の教員たちの月収は20～30ドルと聞いていた。日収ではなく月収である。いくら物価の安いウズベキスタンでもこれだけでは生活することはできず、大学教員たちは本職以外のアルバイトに励まなければいけないようだった。忙しい彼らは、研究者として関心のないセミナーにわざわざ出席するような時間はなく、そんな時間があつたら、自分の好きなことをするか、ほかの場所で稼ぐことを選ぶようだった。それも無理はない。私も彼らの立場に置かれたとすれば、同じ行動をするだろう。ところで、もしこのセミナーに参加し、何らかの発言をすることに対して報酬を支払うというシステムにすれば、彼らも喜んでこの研究会に参加するだろう。知的な労働に対して対価を支払うというのは当然のことである。学内で行われる研究会に参加することは、彼らの発想によれば、本来業務ではなく、大学から支払われる給与がカバーしない活動である。給与以外の報酬が支払われるのであれば、彼らにとって追加的な知的労働に対する対価は得られるので、研究会に参加しやすくなる。ウズベキスタン側からは、間接的ではあるが、しばしば、「ホノラール（報酬）は出ないのか」という声が聞こえてきた。そこで、セミナー参加者を増やし、私の活動をより有益なものとするために、私は、タシケントのJICA事務所にこの件を相談してみた。しかし、残念ながら、JICAのプロジェクト参加者に報酬を支払うには様々な制限があり、研究会に参加することに対して金銭を支給することはできない決まりになっているという回答であった。この研究会はカウンターパートとの共同事業そのものであり、日本側とウズベキスタン側が協力して仕事をするのであって、パートナーがそれぞれ活動にかかる経費を負担するのが原則だという説明であった。日本側のスタッフである私がタシケントで活動する際の生活費その他の費用を日本側が負担するのと同じく、ウズベキスタン側の費用はウズベキスタンが負担するのが筋であり、日本側は負担できない、ということのようだ。そのようなシステムは今回の活動との関係では必ずしも適切でないと思っただけで、JICAのこのシステムは全世界で共通に運用されており、私がいくら希望しても変更されるものではない。報酬を払うことでセミナー参加者を確保するという方法を採用することはできなかった。ちなみに、世界銀行や欧米のドナーが行うセミナーでは、単に参加するだけで報酬の支払われるものが多いという話をタシケントでは聞いている。

カウンターパートたる組織の構成員が私の研究会に余り参加しないもう一つの理由と思われたのは、私の主催する研究会のテーマに対し、研究者として関心を持っていないことである。市場経済の基盤を形成する民法をより適切にするために何が必要か、社会主義時代の発想のどこを捨てなければならないのか、それはなぜなのか、といった問題にこの大学の民法教員は関心がないようであった。ウズベキスタンが目指そうとしている市場経済をずっと以前から有している欧米、日本などの国々で民法がどのような内容になっているか、裁判で何が争われているか、といった

点に知的な好奇心を余り有していないようであった。関心のないことを議論する研究会に人を惹き付けるのは難しい。民法の教員と個別に話したときに、日本における判例の重要性を強調したのだが、ウズベキスタンは英米のような判例法系ではなく成文法の国だから、判例は重要ではなく判例の話聞いても仕方ないというつれない反応であった。ウズベキスタンの民法教科書を見ても、判例は法源ではないと簡単に触れているだけである。もちろん成文法系では判例は正式な法源ではない。しかし、同じ成文法系である、ドイツ、フランス、日本その他の国では、実際には判例はその国における法律紛争の解決にとって極めて重要な役割を果たしている。確かに、ロシアもウズベキスタンを、裁判ないし裁判所の独立性は極めて弱く、判例が大きな役割を果たせない長い歴史があり、独仏日本とは出発点は違っているかもしれない。しかし、成文法系でなぜ判例がそのように重要な役割を果たしているか、どのような役割を果たしているか、といった点に全く関心を持たず、自国のこれまでの発想から抜け出ようという気概を全く持たないのはなぜなのだろう。おそらく、それは、既得権構造と関係があると思われるが、ここではこれ以上触れない。

判例の役割如何という問題は、本稿のテーマである法解釈に深く関わる。実際に「法解釈」に携わっている裁判官の状況は、後ほど触れるが、ここでは、ウズベキスタン側が研究者の立場から「法解釈」をどのように捉えているかを検討してみたい。ここで法解釈に括弧を付しているのは、ウズベキスタン側が考える法解釈と日本側が考える法解釈とにズレがあり、必ずしも同じ視点から問題を捉えているわけでないことを強調するためである。ただ、いちいち括弧を付けて表記するのは煩雑なので、以下では、括弧をはずしてこの言葉を用いることにする。

法科大学の教員の考えによれば、裁判所が行う法解釈とは、裁判所が法を適用することであり、そこでの裁判官は、法律などの文言を実際の紛争に当てはめて解答を出すことをその任務とする。条文は事件にそのまま当てはめればよいのであって、実際の事件に当てはめようとしてどうすればいいのかを迷うような条文は、それ自体欠陥を持つものである。そのような場合には、条文を改正するか、新たな条文を制定すればよいのであって、条文の欠缺を補充することは裁判官の仕事ではない。裁判官は、まさに、「法を語る口」でしかなく、裁判官が法解釈の名の下で事実上の立法活動を行うことなどは許されない。数少ない機会を得て、法科大学の教員と意見を交換した結果として彼らの法解釈観について私が得た結論は、以上のようなものである。

それでは、法律が解答を用意していない新たな問題に遭遇した裁判官は、いわゆる補充的な解釈をしないとすれば、どのようにして当該紛争を解決するのか。この問題に対する明確な解答を法科大学の教員から得ることはできなかったが、他の情報も総合すると、結局は、上級裁判所が最終的な指針を提示して、現場の裁判官はこれに従うようである。個々の事案の解決において、そのような、上層部への問い合わせとこれに対する上からの指導、というプロセスを確認したわけではないが、下級審からの問い合わせに応じて最高裁判所が指導的説明などと呼ばれる「勧告」ないし「提案」（最高裁判所総会決定等）を出すというシステムが現在のウズベキスタンにおいて機能していることは疑いのない事実である。後に述べるように、私はこの滞在中に最高経済裁判所の総会に出席する機会を得たが、そこでも地方からの問い合わせに応じて裁判所の最上層部が解決策を提示するというやり取りを見せられた。ここで、「提案」という言葉が用いられているが、もちろん、これは、これに従うかどうか現場の裁判官の判断に委ねられているルール

ではなく、各々の裁判官が従わなければならない拘束力を、少なくとも事実上は、有しているルールである。条文をそのまま事案に当てはめることに加えて、この指導的説明に従って事案を解決することが、ウズベキスタンの裁判官にとっての法解釈である。裁判官にとっては、条文をそのまま適用する作業の方がもちろん容易であり、立法者もそれがあるべき裁判官の仕事と捉えている。それゆえ、法律の規定は解釈の揺れの余地がなるべくない詳細なものであることが望ましい。また、法律によって余りにも詳細に規定することが何らかの理由で困難ないし望ましくない場合には、立法者ではなく行政機関が各種命令等を制定して、それによって紛争を解決しようとする。議会の定める法律、行政機関の定める命令、最高裁判所の定める指導的説明等<sup>1</sup>を事案に対し文字通りそのまま当てはめること、これがウズベキスタンの裁判官にとっての法解釈である。そして、裁判官がこのような法解釈を行うことについて、法科大学の教員たちは何の疑問も抱いていないようだった。日本民法の94条2項の類推適用や利息制限法のみなし弁済をめぐる日本の判例の活躍を説明しても、彼らにとっては、自国の裁判制度には何の関係もない、遠い異国の話としか捉えられないようだった。

もちろん、日本で行われている法解釈が正しくて、ウズベキスタンで行われている法解釈が誤っているなどというつもりはない。ただ、両者は相当程度異なっており、当然のことであるが、日本の法解釈を前提とした法整備支援事業をしようとしてもあまり効果がないことに注意する必要がある。

実は、このような法解釈は、ウズベキスタンが旧ソ連の一員であった社会主義時代のシステムと基本的に変わらない。その意味では、体制転換の前後において、ウズベキスタンにおける法解釈は大きな変更を被っていないということができそうである。もっとも、形式的な大変動にもかかわらず、ウズベキスタンの社会・政治体制が実質的には転換してないと見るならば、法解釈の面で違いが出て来ないのも当たり前のことだということもできる。

ということで、私の研究会は、法科大学の教員が入れ替わりで1人ないし2人しか参加しないという事態が続いた。市場経済下での取引を活性化させ、同時に取引当事者の安全を確保するためどのような改正をすべきかという点について、現地の民法研究者から生の情報を収集し、日本等での議論を彼らに紹介して、意見を交換するという試みは事実上失敗に終わった。欧米と異なる独自の歴史を持つ後発先進国たる日本の経験を活かした日本独自の支援活動を行う、ということも全くできなかった。報酬を払えなくても、学長などの「上司」からもっと強い圧力をかけてもらって、教員のセミナー参加率を高めるという方法もできただろう。しかし、本来的に知的な活動である研究を外圧によって強制しても生産的な成果は得られないし、そのようなものは自発性が重要な研究の名に値しないと考えたので、私はそのような方法を採用しなかった。

## (2) 裁判官の現状と法解釈

かつて、私は、1993年から2001年までのウズベキスタン最高経済裁判所の年次総括を分析したことがある<sup>2</sup>。各年度の総括において、最高経済裁判所総会は、くり返し、訴訟指揮の問題点を指摘している。例えば、1995年度においては、総会は、紛争を正しく審理するために審理に必要な一件書類を綿密に準備すること、訴訟期限を厳格に守ること、適法性の審査申し立てがなされ

た判決を綿密に検証することを各経済裁判所に命じている。裏を返せば、審理に必要な書類を十分準備せず、期限を守らずに判決を下す裁判官がおり、上訴された原審判決を綿密に検証していない上級審があるということである。経済裁判所裁判官が紛争を審理する際に、法律や総会決定を必ずしも正しくは適用していないとまで述べている。法律やそれに準じる総会決定を正しく適用せずに判決を下している裁判官がいるとすれば、その裁判官は何を根拠に判決を出しているのだろうか。日本でもよくあるように、法の解釈適用を誤って判決を書く（そしてそれを上級審によって是正される）ということもあろう。しかし、単なる法の解釈を超えて、本来適用すべきでない法律の条文の適用をしたり（それも法の解釈に含まれるという見方も可能だが）、あるいは独自の信念に基づいて判決を書いたりする裁判官も存在するようである。各経済裁判所の裁判官はその活動において法の支配を保障することという指摘があることや、経済訴訟法の各条項に対し予め恣意的な態度を取ることは許されないことを各裁判官に指摘するよう各経済裁判所の所長が指示を受けていることなどからも、それが推測できる。そのような訴訟指揮は、近代的な裁判制度の下では許されるものではない。

この記述から、法適用の現場を委ねられた裁判官のレベルが相当低いことが読み取れる。このような叱責をしている最高経済裁判所の裁判官自身のレベルがいかようなものなのかは、ここからは分からない。

レベルの低い裁判官が下す判決は、当然レベルが低いだろう。そのような薄い内容の判決は、後の事案の解決にとってあまり参考とはならないだろう。私は、ウズベキスタンの判例をデータベース化して、先例に容易にアクセスできるシステムを作ることを司法省などの関係者に何度も提案してみたが、これに対するウズベキスタン側の反応は極めて弱かった。判例の内容などは、そのようなデータベース化に値しないものばかりだという反応が普通である。この点も、裁判官のレベルに関係しているのかもしれない。

### (3) 倒産法実務家の現状と法解釈

ウズベキスタンで半年にわたり法整備支援事業に従事した後も、これに関連する業務をこれまでいくつか日本国内で行っている。そのうちの1つが、ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援事業である。この事業の本体作業は、2005年から2007年までの3年間にわたって行われた。市場経済の円滑な運用に欠かせない法の一つである倒産法は、旧ソ連においては存在したことのない法律分野である。ウズベキスタンの法曹にとっても、勉強したり経験したりしたことのない未知の領域である。しかし、現実には、債権者に対する公平な弁済を実現するための倒産手続に対する需要は急速に高まってきた。そこで、倒産に関わるウズベキスタンの実務家にとって実務の指針となるような注釈書を作成しようということになり、日本側がその作成に対しアドバイスをするという法整備支援のプロジェクトが実施されることになった。カウンターパートは、倒産実務に携わるウズベキスタン最高経済裁判所である。ウズベキスタンの関係者に注釈書の原稿を書いてもらい、その執筆者に日本に来てもらって、対面しながら文章の内容について意見交換するというのがこのプロジェクトの柱であった。調査のために、日本側がウズベキスタンを訪れてインタビューをするということも複数回行われた。

ウズベキスタン側からは、倒産法の立法や適用に携わっている実務家が参加した。彼らは、すでに実務家として活躍している中堅の世代であり、社会主義時代の法学教育しか受けていないという点で、タシケント法科大学でわずからながらいっしょに仕事をした教員たちと変わらない。市場経済に基づく法制度について若い頃に勉強しなかったことが一因なのかもしれないが、彼らと仕事をするには大きな困難が伴った。

このプロジェクトにおいて、日本側とウズベキスタン側は対等なパートナーである。日本側が教師でウズベキスタン側が学生だ、などという関係ではない。しかしながら、日本側がアドバイスをし、ウズベキスタン側がこれを参考に原稿を書き換えるという作業なので、実際には、日本側の方が優勢な立場を有することになる。倒産法について、日本には豊富な経験があり、ウズベキスタンにはこれがない中で、倒産法注釈書を書こうというのであるから、そうなるのはやむを得ないことである。

しかし、相手は一国の幹部行政官や幹部裁判官である。プライドもあり、そう簡単には日本側の意見を受け容れない。日本側の伝えたいことが伝わらないことも多かった。日本側が、倒産法の適用に際して将来にこのような問題が生じる可能性があるから、今のうちに注釈書で一定の方向性を示しておいた方がいい、と助言しても、実務ではそのような問題は生じていないとか、何か問題があれば法律や政令を制定すればよいのであって、裁判所が条文を解釈して新たな解決をするのは越権だという反応がしばしばであった。彼らによれば、法解釈は立法者の仕事であり、裁判官は法解釈などしてはならないから、注釈書に解釈を記述する必要はない。大統領や行政機関の意向によって簡単に法律や命令の制定・改廃ができる国では、新たに発生した法律上の問題に対しては法令の変更で対処すればよいのだから、裁判官による法解釈など要らないということのようであった。法の解釈や裁判所の役割について、同じ大陸法国の日本やドイツ、フランスとは非常に大きな違いがあることをこのプロジェクトでも思い知らされた。彼らの発想は、フランス革命直後のように、裁判官は法を語る口であればよい、というものであった。また、そもそも正規の法学教育を受けずに倒産法の立法や適用実務に携わっている者も多いと聞いた。そのような者に法解釈を説くのは、たとえ自国民相手でも難しい。ただし、ウズベキスタン側メンバーの中には、日本側の意見を正面から受け止めて、注釈書の原稿に反映させることに積極的な者がいたことにも触れておくのが公平であろう。

倒産法そのものの中に、矛盾する規定があることも多い。ある条文で使われている術語が、別の条文ではどうみても異なった意味で使われていることもある。その点について彼らに質問すると、まるで「そうか、日本側は分からないのか。それでは教えてやろう」と言わんばかりに、内容のない長い演説が始まる。ポイントを絞って仕事を先に進めるのが実に大変だった。

先に、ロシア法の文献がウズベキスタンの裁判官などにより頻繁に利用されている状況を述べたが、それは、倒産法プロジェクトにおいても同じであった。ウズベキスタン側が書いてくる原稿の中には、明らかにロシアで発刊された倒産法注釈書をそのまま書き写した箇所が見られた。現行のウズベキスタン倒産法にはない規定に関する注釈の原稿を書いているので、この事実私たちが気付いたのである。一体この注釈部分はなぜ書かれたのかと疑問に思い、これを日本側で調査してみると、ロシア倒産法の類似条文に対する注釈としてロシアのコンメンタールに書かれ



たものと内容が同じであることが判明する、といったケースが何度か生じた。ウズベキスタン倒産法とロシア倒産法はその条文の共通点が多いが、違っている部分もある。ウズベキスタン倒産法にない条項や文言に対する注釈をウズベキスタン倒産法の注釈書に書くのは混乱の元である。日本側がそのような箇所について、この文章をウズベキスタン倒産法注釈書に入れるのは倒産法の条文と整合性を欠くので止めた方がよいのではないかと指摘すると、さすがにウズベキスタン側もそれは素直に受け容れざるを得ない。実際には、ウズベキスタン倒産法は、ロシア倒産法の改正に合わせて、数年遅れでこれと似たような内容に改正されてきた上に、倒産実務でもロシア法の影響が非常に強いので、このような実務上の対応が取られるのは無理もないことである。しかし、注釈書の内容に自国とは異なる部分についてのロシア法の注釈を書き込むというのは、いかにも杜撰な仕事である。もちろん、これが自国と類似したロシア法の情報として書かれるのであれば何の問題もないし、むしろ好ましいことである。しかし、そうではなかった。

他方で、今度は日本側が、ロシア法の条項やロシアで発刊されている図書・雑誌から得た情報を元に、「ウズベキスタン倒産法の注釈書にもロシア法を参考としたこのような記述を書き込んでどうか」とアドバイスすると、ウズベキスタン側はこれを余り快く思わないようだった。ロシア法を引用してあれこれ指摘されるのはウズベキスタンに対する侮辱である、と明確に提案を拒絶するメンバーもいた。このような対応は、ウズベキスタン側のメンバー全員に見られたわけではなく、また、今回の出来事も、延べ10人程度の実務家を相手とした注釈書作成支援事業において観察されたことであるから、これをもってウズベキスタンにおける法曹の全体的な動向ないし傾向について断言するわけにはいかない。しかし、彼らは、ウズベキスタンの代表としてウズベキスタンによって選抜されたチームのメンバーである。彼らから、ウズベキスタンの法適用に関わる実務家の一般的動向を占うことは、あながち勇み足とは言えないであろう。引用を明示せずに、しかも適切でない文脈で他国の文献を引用しつつ、他方で他国の法実務を参考にしてはどうかとの助言には耳を傾けない。そのような基本姿勢が維持される限りは、柔軟な法解釈によって法的紛争の妥当な解決を目指すという活動は受け容れられそうもない。もっとも、これを受け容れることが正しいという保証はどこにもないのであるが。

ところで、このように、時にはウズベキスタン側カウンターパートの不興を買いつつも、彼らを宥め賺しながら完成させた倒産法注釈書は、現地の実務家たちには広く好感を持って受け容れられた。ウズベキスタン各地の裁判所その他の機関に対し、宣伝を兼ねて、本注釈書が配布されたのであるが、この注釈書のおかげで現場での業務が大いに捗るという声が多く聞かれた。日本側の歓心を買おうとする政治的な発言という側面もあるだろうが、彼らの「法解釈」の手掛かりとなる資料として、この作品はそれなりに有効に機能しているようである。また、この注釈書の存在は、ウズベキスタンを超えて、他の中央アジア諸国にも知られている。それは、ウズベキスタンのほか、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタンの計4カ国を対象とする別の法整備支援事業の中で2008年末に確認したことである。こちらのプロジェクトでも、裁判官や行政機関職員といった法曹実務家が支援の相手方であるが、JICAの支援で作成されたウズベキスタン倒産法注釈書の評判を聞いているという話や、自分たちの国に対しても同様の支援事業をしてほしいという要望があった。ただし、コンメンタールがあると却って解決の枠が狭まってしまい実務が

混乱するからコンメンタールは要らない、という意見がカザフスタンの実務家から出ていたことにも触れておく必要がある。コンメンタールの存在が、実務家による法解釈にとってむしろ妨げになる。そのような観点から法解釈を捉えているところが非常に興味深く感じた。

#### (4) ウズベキスタン最高経済裁判所総会の様子

最後に、タシケント滞在中にたまたま出席することを許されたウズベキスタン最高経済裁判所総会の様子をここに書き記しておきたい。実際の法適用について最上位の裁判所がどのような議論をしているかを知ることにより、本稿で問題としている法解釈の問題についても何らかの知見を得ることができるかもしれないからである。

私が総会に出席したのは、2004年2月20日の金曜日であった。この日の総会では、全国から裁判官その他の関係者が集まって倒産法改正その他、経済裁判所が直面する問題点に関する議論をすることが主な議題となっていた。後で聞いた最高経済裁判所長官の話によると、総会は、年に少なくとも2～3回開催されるとのことである。総会開会前に、最高経済裁判所のロビーに臨時の図書販売所が設置されて、そこで最高裁判所総会決定集を入手した。前記の年次総括分析の主な資料となった書物である。

午前11時過ぎに総会の議事が開始した。まず、長官のアブドゥサローモフ氏が挨拶をした後、最初の報告が行われた。その発言はウズベク語で行われたため、私には全然分からなかった。ウズベク語を英語ないしロシア語に訳してくれる通訳が同行していたものの、同時通訳が許されるような雰囲気ではなかった。その後、経済裁判所に所属するらしき新人を含む検察官や裁判官が新しい宣誓文に従って次々と宣誓した。第2報告は副長官のアジーモフ氏である。最初の数分間はウズベク語だったが、倒産法の話になってからはロシア語に切り替わった。最新の改正前の倒産法と最新改正法の倒産事件に対する適用基準、裁判所管財人（日本の破産管財人に当たる職）の資格要件、臨時裁判所管財人、債権届出での公告（一地方だけで読まれている新聞にしか広告されない例がある。他の地方に住んでいる債権者には分からない）、債権者への配当順位、異議申立、労働債権、和議、租税債権、簡易手続等、少なくともロシア語部分は、改正倒産法の内容説明が大部分だった。倒産法について、70以上の提案が検察庁、法科大学その他の機関から総会宛に出されていることも紹介された。議長である長官がこの報告に対する質問がないかと尋ねたが、書面でするという答えがフロアからあっただけで、口頭の質問はなかった。3番目にジザクの経済裁判所所長（ウズベク語）、4番目に、ナマンガンの経済裁判所所長（ウズベク語）が報告をした。5番目に、ナヴォイの経済裁判所所長が、倒産法39条、115条、105条等を材料に解釈の提案をロシア語で行った。6番目は、ブハラの経済裁判所所長（ウズベク語）で、7番目に企業倒産委員会のプラートフ氏がロシア語で話した。裁判所管財人、アジア開発銀行との協力、国有企業の倒産手続について述べた後、独占状態にある鉄道などの国有企業については特別扱いをする必要があること、特定の債権者と関係の深い管財人が実際には指名されることが多いことなど、実際に生じている種々の問題が指摘された。8番目に税務署の関係者がウズベク語で報告した後、倒産担当の裁判官からロシア語による質問・提案があった。どの企業が倒産しているかが容易に分かるように裁判所報などで公告をすべきであり、それは、倒産手続から得られる収入の

0.1～0.5パーセントの資金でできるとのことであった。2番目の質問は、ウズベク語によるものであったが、ロシアでの例を引用していたようだった。3番目の質問はロシア語で、裁判官によるものであり、税務署がらみのときの和議の難しさを指摘し、税務署が自ら和議できるかどうかを判断すべきだと提案した。4番目の質問はウズベク語、5番目の質問は、ウズベク語とロシア語で、ホレズムの経済裁判所所長が、何かの法律制定について質問し、企業倒産委員会のプラートフ氏がこれに答えていた。裁判官と行政官との間で、法律制定に関する質疑が行われたわけである。議長である最高経済裁判所所長によると、総会の後に、作業部会がこれらの報告や質問・提案を元に総会決定決議をまとめるとのことであった。検事総長代理による9番目の報告がウズベク語でなされた後、副長官がまとめのスピーチを行って、最後に長官が閉会の挨拶をした。皆が手を挙げて長官の何かの提案に賛成した。また、長官は、ロシアの最高仲裁裁判所報に言及した。これに似た物をここでも出したいということのようだ。これに対し、出席者がまた手を挙げて賛意を示した。外国からの参加者に謝意が表明された後、総会は、午後1時23分に終了した。

最高裁判所の総会であるにもかかわらず、行政官である企業倒産委員会の職員や検察官も出席し、発言していたことが、ウズベキスタンにおける司法権と行政権との関係を示すものとして興味深い。

当日、総会の開始前に、プレスリリースが配られた。ほかの参加者は、通し番号と誰かの署名入りの別の資料を持っていたが、これは部内用資料らしく、私には配られなかった。以下は、そのプレスリリースの内容である。

\*                     \*                     \*

本年2月20日、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所定期総会が開催された。

総会では、本年2月7日に開催されたウズベキスタン共和国閣僚会議年次総会で、経済裁判所に課された優先的課題としてウズベキスタン共和国大統領イسلام・カリーモフが述べたものおよびその年次総会の総括として採択された共和国政府決定をどのように解決し実現するかについて議論された。

総会議事日程には、デフカン経営およびフェルメル経営を含む私的企業家や小経営主体の権利と利益の確保に向けて経済裁判所の活動を改善し、この問題を解決する行政機関との協力を強化するという問題も取り上げられていた。

そのほかに、総会では、ウズベキスタン共和国新倒産法の施行に関わる問題も議論された。

総会で指摘されたように、ウズベキスタン共和国大統領イسلام・カリーモフをリーダーとして進められている改革は一層効率的になり、国家経済は明確な目的に向けて発展しつつある。それと並んで、私的企業家や小経営、デフカン経営およびフェルメル経営の代表が自らの法律上の権利や利益の保護を求めて経済裁判所に訴えを提起する件数も増えた。これは、小経営の代表の法文化が発展していることを示している。

そのことは、経済裁判所の活動に関する統計数値からも確認できる。2003年において、私的企業家、小経営主体、デフカン経営およびフェルメル経営その他の経済主体が当事者となった事案は55,000件あり、原告が勝訴した金額は6千億スムおよび1,630万ドルであった。

国家手数料および裁判上の罰金として共和国予算に組み込まれたのは、83億スムおよび46,000ドルであった。

2003年において、約9千の私的企業家、デフカン、フェルメルの法的利益を経済裁判所は保護し、彼らのために約315億スムの執行がなされた。その内、私的企業家のために46億スム、デフカンとフェルメルのために約60億スムの取立がなされた。国家監督機関・管理機関の282の法規範が、上記経済主体の活動に不当に介入し、その正常な機能を妨げるものとして、違法無効だと確認された。

1998年3月4日付大統領令に従い、2003年度には、職務に関連して違法行為を行った公務員に対して8千件の懲戒処分が科され、過失ある公務員からは罰金と損害賠償の取立がなされた。重大な法律違反に対して、154件の刑事手続が開始された。

以上のことは、経済裁判所および国家権力機関が小経営主体の法律上の権利と利益を保護するため、実務の扱いをさらに改善する必要があることを示している。

フェルメル経営の活動を阻害する要因について、閣僚会議総会において、ウズベキスタン共和国大統領イسلام・カリーモフがなした批判的指摘を受けて、フェルメルと利益の保護に関する業務をより高い発展段階に引き上げる必要がある。これに関連して、契約規律をさらに強化し、現在フェルメルの前に立ちはだかっている官僚主義と恐喝を根絶することに特別の注意を向ける必要がある。今や時代は、無知のため、あるいは故意にフェルメル経営の活動を妨げる公務員に対して容赦しないことを求めている。

周知のように、倒産制度は市場経済において重要な意味を有しており、この制度の可能性を十分に生かせれば、これはわが国の経済の再生に役立つ。

この制度がきわめて重要であることは、倒産法が最近わが国において継続的に改正されていることから分かる。経済裁判所が倒産の各原則を実現することは、特別な注目を浴びている。特に、2003年の倒産法改正によって導入された重要原則の効率的適用に関連して、倒産制度の重要性はますます高まっている。企業の発展および経済の再生が観察されている。裁判上の再生、外部管理、監視、和議といった制度に肯定的評価が与えられている。2002年度において、経済裁判所が倒産宣告した企業は1,250社だが、2003年度はその数は831社で、419件減少している。

しかし、裁判実務が示しているように、新倒産法の施行によって問題がいくつか生じており、総会はそれに対ししかるべき説明と勧告を行った。

\* \* \*

## 6. おわりに

以上、ウズベキスタンを主な対象とする法整備支援事業に関する私の個人的体験を材料に中央アジアにおける体制転換前後の法解釈という問題を検討してみた。ここから得られる知見は極めて僅かなものであったが、この問題を考える1つの素材として、もしも今後の研究に役立つことがあれば幸いである。

注

- (1) ここでの記述から推測されるように、最高裁判所は、事実上の立法活動を行っている。実際、後に述べる倒産法注釈書作成支援との関連で、実務の改善に解する日本側の意見を総会決定に入れるという対応があった。これは、議会で制定する法律に日本の提案を入れるのは種々の理由から難しいので、最高裁判所の総会決定に読み込んで倒産実務を改善しようとするものであった。まさに、事実上の立法である。
- (2) 「ウズベキスタンにおける民事裁判の機能不全について」『法整備支援と伝統的秩序』名古屋大学法政国際教育協力研究センター（2007年3月）。